

第3回「原発と人権」全国研究・交流集会 in ふくしま
第6分科会「原発被害者・支援交流会」

<司 会> 清水 瀨 (フクシマ現地調査実行委員会)

1. 開会にあたって

全国公害被害者総行動実行委員会代表委員 大石利生
(水俣病不知火患者会会長)
第5回フクシマ現地調査団代表 牛山 積
(早稲田大学名誉教授)

2. 福島現地からの報告

- (1) 福島原発事故津島被害者原告団 (会計担当) 三瓶春江
- (2) ふるさとを返せ・福島原発避難者訴訟原告団 (代表世話人) 國分富夫
- (3) 生業を返せ、地域を返せ!福島原発訴訟原告団 (事務局長) 服部浩幸
- (4) 元の生活をかせせ・原発事故被害者いわき訴訟原告団 (団長) 伊東達也

3. 全国公害弁護団連絡会議の報告

「裁判闘争の現状と展望」 代表委員 鈴木堯博弁護士

4. 原発被害者訴訟原告団全国連絡会の報告

「団結して原状回復と賠償を求める」 事務局長 佐藤三男

5. フクシマ現地調査参加者の発言

()
()

6. 全体会の「第6分科会報告者」確認

全国公害被害者総行動実行委員会事務局長 中山裕二

ふるさとを返せ 津島原発訴訟



福島原発事故津島被害者原告団
福島原発事故津島被害者弁護団



三瓶 春江さん家族

夫、夫の両親、子ども（長女・長男・次女）

長女の夫、孫二人、（平成28年に孫誕生の予定）

*二番目の孫の6歳の誕生日を祖父母宅（借り上げ住宅）でお祝い

「3・11」から5年 復興を問う

「JCS先、住まいはど
うなのか」。榎葉町か
ら会津美里町に避難して
いる四十代の母親は不安
が滲み出ている。

榎葉町に出されていた
避難指示は昨年九月に解
除されたが、会津美里町
の仮設住宅では今なお約
百五十人が避難生活を送
る。高齢者中心だが、小
中学校に通う子どもを持
つ家族も少なくない。こ
の母親は、子どもが学校
を卒業するまで会津で暮
らそうと決めている。

▶ 制度に揺れる①

公営住宅に入られず

榎葉の原発避難対象外

ない」だった。

災害公営住宅は福島復
興再生特措法などで、東
京電力福島第一原発事故
に伴う長期避難者だけが
利用できる仕組みだ。県

を長期避難者の対象とし
なかった。

町は避難指示の解除に
先立つ昨年三月、いわき
市内などの災害公営住宅
に町民が入居できるよう
緩和措置を復興庁に要望

避難指示解除後に町に
帰還した住民は二月末時
点で全人口七千三百八十
一人のうち四百五十九人
で約6割にとどまる。町
役場には今も「災害公営
住宅に入りたい」との要

を解体した住民らが入居
対象で、原子力災害の被
災者は対象にならない。
会津美里町に避難する男
性などは「同じ仮設住宅
に暮らしながら、一方た
け災害公営住宅に入れる
のは釈然としない」と納
得がいかない様子だ。

住まいをめぐり、町民
は仮設住宅の入居期限が
二十九年三月で切れるこ

ただ、仮設住宅の暮らし
は不便が多い。会津若
松市内には大熊、双葉高
町民向けの県営の災害公
営住宅が整備された。あ
る時、部屋が空いている
と聞き、「自分たちも入
る」ことができないかと
榎葉町の担当者に相談し
た。帰ってきた答えは「榎
葉町長は制度上利用でき

の整備計画の大枠が固ま
った平成二十五年六月当
時、榎葉町の多くが避難
指示解除準備区域だっ
た。県と復興庁は「比較
的短期で帰還できる見通
しがある」と判断。町長

したが返事は「復興
庁の担当者は一県とも協
議したが、公営住宅の完
成前に避難指示が解除さ
れれば法律との整合性が
つかない」との結論だっ
たと説明する。

望があるという。
一方、榎葉町内の三方
所で災害公営住宅計画四
十一戸の整備が進む。津
波、地震で住宅が全壊ま
たは大規模半壊し、家屋

とを懸念する。アパート
に移り住むと新たな出費
となる。古里の避難指示
がすでに解除されている
中で、仮設住宅に住み続
けられるのか。先行きは
見通せない。

「3・11」から5年

復興を問う

川俣町体育館脇の仮設住宅で暮らす無職菅野二郎(左)は室内の暑さなど壁を見詰め、「あんな暑い間にかびてしまう」とため息をついた。

東京電力福島第一原発事故に伴う避難指示解除準備区域の同町山木屋地区から避難し、妻と二人で四畳半二階建ての仮設住宅に入った。木造二階建ての自宅は火へ、格段に窮乏になった。特に菅野を困らせているのは温気

▶ 制度に揺れる②

転居、改築できず

仮設住宅の劣化に苦悩

によるかひだ。

仮設住宅は断熱性が乏しい。冬は寒や壁に結露ができてしまう。夏には温気がたまる。居住環境の悪化で、ストレスが蓄積する。菅野は目まいや頭痛に悩まされている。

仮設住宅は災害救助法

に暮らさず、原則二年間の使用を前提に整備された。既に築後10年を経過した。既に築後10年を経過した。既に築後10年を経過した。

あくまで仮の住まい(避難住宅)として急務としての改修工事を所望する。災害救助法を所望する内閣府も同様の認識だ。

回復し、県は返還してほげならないなどハードルは高い。劣化が少ない仮設住宅への住み替えも原則認められない。内閣府の担当者は「災害救助法の概念

は早ければ六月に試験されるが、菅野はすむに見るべきはない。来年春に商業施設が地区中心部に完成予定で、生活に支障がないことを確認してか

十二団地で建物が傾く原因となる木製基礎の腐食やシロアリ被害が発

ため自ら改築することはない。しかし、その場合は原則として避難者の自己負担となる。かひだ

では仮設住宅などから移る場所を『定住の地』とする。避難解除とみなされる」と説明する。

自然災害はともやも時間軸が違ふ。自然災害の枠組みで対応しているから問題が発生してしまふ」と指摘し新たな支援の枠組みを訴える。(敬称略)

し、県は「仮設住宅は、

県への改築届け出も必要

山木屋地区の避難指示

組みを訴える。(敬称略)

「3・11」から5年

復興を問う

「いままでいかに」

の入居をためらい続ける。高齢のため、新たな場所での生活を始めるのは負担が大きい。何れも、妻帯で暮らす住宅が限られている。現在のアパートを災害公営住宅として

当者は「長期避難が想定される原発事故」は現実的に難しい」との見解を示す。原発災害のため入居期間の見通しが立てにくく、家主との契約手続きが難航する恐れがある

支障として、「安定的な居住環境の提供」という公営住宅の概念を満たさないとしている。

災害救助法を所管する内閣府によると、みなし仮設住宅の災害公営住宅

今も使い続けている状態。日弁連東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部事務局次長を務める弁護士の中久井進(中久井兵衛)は災害救助法への対応が既に限界を迎えているとして、原発事故に特化した新たな法整備の必要性を強調する。特に原発事故の避難者の長期的な住宅確保を

みなし仮設 公営住宅化認めず

募らせる。

みなし仮設住宅は災害救助法に基づき、プレハブ型の仮設住宅と同様に扱われ、現在の入居期限は二十九年三月までとなっている。それ以降の方針は決まっていない。

宮城県石巻市はみなし仮設住宅の災害公営住宅化を検討している。しかし、県避難者支援課の担当者は「震災避難者認定される(県避難者)に貼った印をめぐって、

「家主の個人的都合で、ある日突然、退去を余儀なくされる場合が想定される(県避難者)に貼った印をめぐって、

「五年前にできた傷口が現状だ。

「家主の個人的都合で、ある日突然、退去を余儀なくされる場合が想定される(県避難者)に貼った印をめぐって、

「五年前にできた傷口が現状だ。

「家主の個人的都合で、ある日突然、退去を余儀なくされる場合が想定される(県避難者)に貼った印をめぐって、

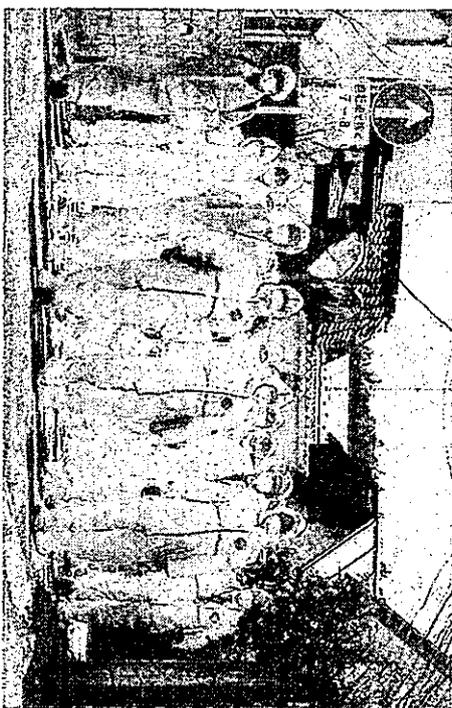
▶ 制度に揺れる③

「いままでいかに」
れるのか。渡江町の避難指示解除準備区域から福島市の借り上げアパート(みなし仮設住宅)に避難する無職栃本光子(60)は住み慣れた部屋でため息をいへ。

山形県や仙台市の親族宅を転々とし、平成二十三年四月に現在の避難先に移り着いた。ここでの生活も間もなく丸五年を迎えるが「強制退去もあるのだろうか」と不安を

(敬称略)

福島避難区域を地裁検証 浪江町 双葉町 富岡町



福島第一原発事故で住民らが検証に向かう福島地裁の裁判官ら＝17日午後、福島県双葉町で

関連訴訟で初めて

東京電力福島第一原発事故で福島県内外の住民らが故で福島県内の住民らが国と東電に原状回復などを求めた訴訟で、福島地裁の金沢秀樹裁判長らが十七日、全域が避難区域の福島県浪江、双葉、富岡の三町で被害の現状を検証した。原告側弁護士によると、

原発事故に関連する訴訟で裁判所による避難区域の検証は初めて。審理の二環

で、地裁が原告側の求めに応じた。

この日、防護服に身を包んだ金沢裁判長らは、避難指示解除のめどが立っていない浪江町で原告の自宅や牛舎を見て回った。双葉町ではJR双葉駅前から、静まりかえった商店や屋根が大きく崩れた住宅の並ぶ道を歩き、住宅の被害状況を確認した。同時に住んでいた原告の男性(も)は「被害が続いている現状を伝え

られたと思う」と話した。国や東電側も立ち会った。地裁は検証結果を証拠として扱い、今後の審理に役立てる。

訴訟は、事故でなくなったなどとして損害賠償のほか、放射線量を事故前の状況に戻すよう求めて

東京電力福島原発事故被害の5年後の今と原発ゼロをめざして

2016年2月24日

原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員

原発事故被害いわき市民訴訟原告団長

伊東達也

<予測されていたとはいえ、衝撃的>

2015年の12月に重要な発表が相次いだ。

○国勢調査（10月1日現在で3カ月以上住んでいる人口）の速報が発表。県内の4町が人口ゼロ、2村が41人と18人—41人は国の許可を得た特養ホームの入居者、同じく18人は帰還準備の宿泊者—であった。

1920（大正9）年に始まり今回で20回目の国勢調査の歴史上、このようなことがあったのか。アジア太平洋戦争での福島県内からの出征者18万3600人、戦死者6万2000人。しかし、複数の町が5年間も人口ゼロはなかった。

○この日、震災関連死が2006人となり、ついに2千人を超えたことも発表された。現在（月日 名）。地震と津波による直接死が1604人であるので、400人も超える異常事態が止まらない。他県の震災関連死が岩手県457人、宮城県920人であるから福島県が突出しており、その背景には原発事故による過酷な避難生活がある。

<帰還困難区域の住民は棄民される>

やはり12月のことだが、環境省は「森林全体の除染は行わない」との方針を示した。これは帰還困難区域に住んでいた住民の帰還を事実上断念するというもの。帰還困難区域に指定されたのは337㎢で、26300人が住んでいた。しかし、この区域は未だ除染計画も帰還計画もない。これら困難区域は阿武隈高地の集落が多く、山林に囲まれている。森林の除染をしなければ帰還できず、事実上の「棄民」とされてしまう。

例えば浪江町の津島地区は約430世帯、1400人が住んでいたが、全体が帰還困難区域に指定。住民は「いま声を上げなければ、各集落は死に絶えてしまう。黙っていれば、津島地区は『廃村』にされ自分たちは『棄民』にされてしまう」と提訴して裁判を闘っている。

津島地区住民は福島県民である。福島県民も日本国民である。福島県民を差別し、棄民にすることは絶対許されない。

<帰還宣言をしても住民は戻らず>

政府は避難区域のうち「避難解除準備区域」と「居住制限区域」を2017年3月まで解除しようと急いでいるのでこの1~2年でいくつかの自治体が帰還宣言を出すことになるだろう。しかし、すでに帰還宣言をした町では住民が簡単に帰還していない。

20㎢から30㎢圏の旧「緊急時避難準備区域」は2011年9月末に帰還できるようになったが、いわき市の隣町である広野町の場合は4年半経った今でも4割程度の住民は戻っていない。しかも戻っていない町民に代わって事故収束・除染の作業員が住むようになり、町はかつての町から変容している。昨年9月5日

に帰還宣言を出した楢葉町の場合は、3カ月経っても自家用車を運転できる高齢者など6%の住民しか戻っていない。これら避難区域には8つの県立高校があったが、うち5校は2017年3月から休校に入ろうとしている。ますます若い人は戻れない、戻らないことが予測される。

<復興のために「石炭火発」が5か所も計画>

東京電力広野火力発電所増設(54万kw)、東電と東北電力などの共同火力発電所(いわき市勿来、54万kw)、いわき市好間工業団地に原発関連企業のエイブル(11.2万kw)、相馬市に東電(100万kw)、相馬共同自家(11.2万kw)、オリックス(11.2万kw)である。

「福島県の復興のために」を謳っているが、東電の送電線が使われていない状態に付け込んだもの。放射能汚染の後に大量のCO₂とPM2.5排出は許されない。福島でも自然エネルギーへの転換が急務。

<3.11後の原発をなくす新たな視点>

原発をなくす共同運動は歴史的な運動へー①「原発をなくす全国連絡」が生まれ大きな運動へ、②この「なくす会」と「首都圏反原発連合」と「さよなら原発1000万アクション」などの共同行動で国民的な運動へと発展。これらの共同行動は、誰でも参加できる、子ども連れでも参加できる配慮が払われ、自らの意見・意思を表明し、「原発をなくす」国民的合意形成への道を拓いている。

同時に、これらの運動は「核廃絶」運動と「憲法9条改悪阻止」運動とともに国民の生命と安全を守るトライアングル運動を構成しつつあり、この認識がそれぞれの運動で共有される必要が出てきている。

<「原発・核燃からの撤退」「原発ゼロ」の国民的合意へ向けて>

連絡センターは次のような共有をもっと広く、深くはかることを掲げている。

1. 福島第一原発事故の実相・経験・教訓をもっと広く、深く
2. 日本の原発立地・運転の危険についてもっと広く、深く
日本列島での原発立地の六重の危険ー日本の原発が世界一危険として、
①技術上の危険 ②経済上の危険 ③地質上の危険 ④地理上の危険 ⑤行政上の危険 ⑥営業上の危険
3. 「原発に依存しない町づくり」をもっと広く、深く
4. 「原発依存から思い切って自然エネルギーへの転換」をもっと広く、深く

福島は全10基廃炉の実現を目指す

東電と政府は福島第二原発4基の廃炉を表明しようとしていない。県民の怒りと不信は強い。

福島県議会を始め全59市町村議会が「10基廃炉」を求める決議を上げている。福島県を代表する11人が呼びかけた「福島県内の全ての原発の廃炉を求める会」を始め、県内の様々な団体が粘り強い運動を続けている。

福島は多くの「墓標」を立てつづけてきた。福島から原発をなくし、自然再生エネルギー先進県にすることは、この地に将来に向けた新しい日本社会への「道標」を打ち立てることになる。

浪江町の視察に当たって…浪江町二つの悲劇

2015年9月 メモ伊東達也

○浪江町—東京電力第一原発（6基）と第二原発（4基）が立地する双葉郡8町村の中で最も人口の多い21,000人が住む町であった。第一原発立地町の双葉町の北隣り町でもある。

一つ目の悲劇…助けることができたはずの命を見殺しにして避難せざるを得なかった。

請戸の浜は約600棟の内585戸が津波で流失。死者182名を出した。（請戸小学校生徒は逃げ延びて奇跡的に死者を出さなかった）

誰も原発事故など思いもよらず、町、警察、消防所の職員などが助けを求めている人々の救助に夜中まで努力をした。

しかし、翌朝、官房長官の記者会見をテレビで見て事故発生と10%。圏内の避難指示を知り、「助けられる命も助けられないまま、泣く泣く」（馬場町長）10%。西方に移動を始めざるを得なかった。

二つ目の悲劇…避難を呼びかけた先が最も汚染された所であった。

西方とは浪江町の津島地区で8,000人も集まったが、そこは最も放射性物質が付着したところであった。すでにこの時は放射性物質の拡散を予測するスピーディにより、津島地区方面が最もひどい汚染状態になることが分かっていたが、そのデータは知らされなかった。

○現在、町民は県内に1万4500人、県外に6500人が45都道府県620の自治体に分かれている。県内では、福島市に35000人、役場を置く二本松市に2000人、いわき市に2000人、郡山市に1700人などが多いところとなっている。

県外の人には、毎月2回発行している広報誌や地元の新聞も見られるタブレット端末を配っている。

被災前の世帯が7700だったが、1万1000世帯となっており、家族がバラバラになっていることを示している。

被災前は小学校6校と中学校で、1700人の生徒がいたが、現在は二本松市内の空き教室を借りて、中学生が11人、小学生が25人で存続している。その他の生徒は全国619校に分散していた（2012年のアンケートを取った時期）

○復興計画では、避難指示解除準備区域を中心に、4000人から5000人の住める町を考えている。

○京電力第一原発事故で飯館村が全国的に話題になったのには少なくとも二つのことがあったのではないかと。

一つは、第一原発から40キロも離れていたのに全村民避難せざるを得なかったことばかりか、避難開始まで村民の激しい論争があったこと。

二つには、「までいな（丁寧な意）村づくり」とか日本でもっとも美しい村連合の加入が認められたことなど、ユニークな行政を進める村が原発事故で台無しになったこと。

前者は、飯館村民が避難するまでは、他の自治体がほぼ事故直後であったのに対し、2か月も経ってからであった。政府が計画的避難区域に指定したのは4月11日であり、実際の避難開始は更に1か月後、つまり事故発生から2か月後であった。この間、町長と村民、村民同士の対立、意見交換が広く繰り広げられた。これが報道機関からも村民自身からも全国に発信された。

後者は、長い間の住民と行政の対話の結実を示す総合計画のスローガンである「おおいなる田舎 までいライフいいたて」（飯館流スローライフの意）などが有名であった。具体的には「飯館牛のブランド化」、「若妻の翼」（女性のヨーロッパ派遣行事）、「イノシシ肉の資源化」、「生徒による校庭図案化」、「村営本屋」、「合併問題でのディペード方式の採用、村民集会を経ての住民投票」、「どぶろく特区」など住民参加型の地域づくりが続けられてきた村であった。

○2012年7月に計画的避難区域は、「避難指示解除準備区域」（795人）、「居住制限区域」（5262人）、「帰還困難区域」（276人）に3区分された。

この直後、県内自治体で最初に除染計画—住宅2年、農地5年、森林20年を作成している。

その後も、村内での一部企業の仕事の続行や「住民による見回り隊」、「特別養護老人ホーム」を村内に置いて運営を続行するなど、賛否両論がありながらも実行している。

最近では、2017年年4月からの幼稚園と小中学校の村内での再開を巡って保護者への意向調査を行い65人とどまったが、再開への方向は変わっていない。ただし、村外からから通う子どもが多いため、スクールバスを使うことや放課後の学童保育などや預かり保育施設など、村外に設置することなどを検討している。

原発訴訟全国連ニュース 1号

〒973-8402 福島県いわき市内郷御厩町3-101 いわき教育会館内
電話 090-3363-5262 Fax0246-68-6771 E-mail: gensoren@zpost.plala.or.jp

180名参加で結成集会

2月13日(土)東京労働会館ラパスホールにおいて、原発被害者訴訟原告団全国連絡会の結成集会が行われました。参加者は、原告、支援者、弁護団を含めて180名の参加があり、参加者の一部は会場からあふれる状況が生まれました。

冒頭、早川篤雄さん(ふるさとを返せ・避難者訴訟原告団長)が開会のあいさつをおこないました。

7人が被害者の訴え

中島孝さん(生業を返せ・地域を返せ!訴訟原告団長) 今野秀則さん(ふるさとを返せ津島原発訴訟原告団長) 森松明希子さん(原発賠償関西原告団長) 遠藤行雄さん(千葉県原発訴訟原告と家族の会会長) 金井直子(ふるさとを返せ・避難者訴訟原告団事務局長) 村田弘(福島原発神奈川訴訟原告団長) 伊東達也(元の生活をかせせ・いわき市民訴訟原告団長)が被害の実態と現在置かれている状況や裁判の状況について話しました。

運動方針の提起

佐藤三男事務局長が提起しました。目的は5つ、①連帯してたたかう②国と東電の法的責任を司法の場で追及し、原状回復と賠償を求める③裁判所に被害実態を直視した充実した審理を求める④原発被害の根絶⑤帰還促進政策、住宅、防護、医療・健康対策などの長期的な被害者救済策の要求。役員は、地域から共同代表を6氏と事務局長の選出、財政の提案を行い、採択されました。

満場の拍手で結成宣言採択

森松明希子さんが結成宣言の提案を行いました。満場の賛同をえて採択されました。

写真提供: 早川篤雄

原発被害者訴訟原告団全国連絡会 結成集会 2016年2月13日



選出された代表委員(役員)のみなさん

3名が連帯あいさつ

弁護団を代表して米倉勉弁護士、中山裕二さん(全国公害総行動実行委員会事務局長) 増田重美さん(東京公害患者と家族の会事務局長)の3名の方に連帯のあいさつをいただきました。また、メッセージは、福島みずほさん(社民党) 高橋千鶴子さん、笠井亮さん(日本共産党) 初鹿明博さん(民主党) 長谷川照さん(原発をなくそう!九州玄海訴訟原告団) 郡和子さん(民主党)からいただきました。

中島孝さん(生業を返せ・地域を返せ!訴訟原告団長)の開会あいさつで、感動と熱気のこもった結成集会を終わりました。

選出された共同代表(役員)

早川篤雄 鴨下祐也 村田弘
森松明希子 金本友孝 中島孝
事務局長 佐藤三男

原発被害者訴訟原告団全国連絡会

結 成 宣 言

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経とうとしています。

福島第一原発の原子炉から放出された放射性物質によって、海や山や川が、そして大地が汚染されました。町が、村が、原発事故由来の放射線に覆われました。

山林をはじめとする完全な除染には相当に長い年月を要することが見込まれ、汚染水の海洋流出も続き、廃炉も見通しが立っていません。原発事故はいまだ全く収束していません。

今も、原発事故によって、福島県内からだけでも約10万人の住民が県内外に避難を余儀なくされています。福島県の県外避難者は、いまだ4万人を超えています。

避難区域以外の地域でも、福島県内のみならず、東北・関東などの福島県以外の幅広い地域で、深刻な放射能汚染が広がっています。子どもたちを連れるなどして、避難している家族も少なくありません。また、その場にとどまった人たちも、日常の放射線被ばくを避けるため、生活の変化を余儀なくされました。豊かな大地や海、川とふれあい、その恵みを食べ、あるいは生活の糧とし、恵まれた環境の中でのびのびと子どもを育て、自然とふれ合うという当たり前の日常が、放射能に汚染された地域では放射線被ばくの危険と隣り合わせの日常に変えられてしまったのです。

こうした状況のもとで、私たち原発事故の被害者は、生活の基盤である「ふるさと」を失い、安定した生業を奪われ、長年培ってきた地域の歴史・文化を破壊されました。豊かな自然とのふれ合いも遠いものとなりました。避難に伴って家族が引き裂かれた被害者も少なくありません。私たちは、原発事故によって、事故前の豊

かなふるさとを、そこで営まれた平穏な暮らしを奪われたのです。

国と東京電力は、「日本の原発は安全である」との安全神話を振りまいて原発を推進してきました。しかし、国と東京電力は、重大な原発事故が起こりうること、いったん事故が発生すれば取り返しのつかない深刻な被害が生じることを分かっていたにもかかわらず、東京電力は利益を優先して津波等に対する対策を先送りとし、国もこれを放置して安全対策をないがしろにしていました。その結果起きたのが福島原発事故です。これは、まぎれもなく、国と東京電力によってもたらされた「人災」です。

これまで、私たちは、原発事故は国と東京電力の責任によって引き起こされたとして、原状回復や損害賠償を求める訴訟を各地の裁判所に起こしてきました。

国と東京電力の責任を追及する全国の裁判は約30になり、原告数も1万人を上回っています。

これまで国と東京電力の責任が明らかにされず、その償いが全うされて来なかったことに対する被害者の怒りが湧き上がっています。裁判を通じて、多くの市民の間で、私たちの怒りと闘いに対する共感と支援が広がっています。

ところが、国と東京電力は、責任を一切認めず、被害の回復と償いに背を向けて、私たちと争っています。

このため、各地の裁判は、長期化を余儀なくされています。

それどころか、国と東京電力は、かつての「原発安全神話」に加えて「放射能安全論」を振りまき、私たちの被害を否定しようと躍起になっています。

政府は、2015年6月に「福島復興指針」を改訂し、2017年3月までに居住制限区域と避難指示解除準備区域について避難指示を解除する、営業損害について将来分の損害賠償を一括払いで打ち切ることを原則とする等の政策を決め、帰還

と賠償打ち切りへ向けて動き始めました。

区域外避難者に対しては、福島県が応急仮設住宅の提供を2017年3月で打ち切ると発表しました。政府も2015年8月に改定された原発事故子ども・被災者支援法の「基本方針」で打ち切りを支持し、強引に帰還を進めようとしています。

汚染地域の住民が強く求めている被ばく対策については、環境省が2015年2月に発表した「施策の方向性」の中で、医療・健康対策の拡充に消極的な方針が示されています。また、環境省は、原発事故によって放出された放射性物質を完全に除去することをあきらめ、特に山林を除染しない方針を明らかにしています。放射能を帯びた廃棄物の扱いについても、国は住民の意思を尊重した対応をしていません。

これらの政策は、原発事故の被害を否定し、被害者を切り捨てるものであると同時に、被害者を色分けして異なる対応を取るものとなっており、被害者相互の分断をあおるものともなっています。

こうした動きに打ち克つためには、今こそ、全国の原発被害者訴訟の原告たちが、力を合わせて、裁判に勝利し、原発事故の被害の回復と根絶を求めていかなければなりません。

本日、私たちは、「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」を結成しました。

避難者、滞在者、避難区域の内外、福島県内・県外など、置かれた状況に違いはあっても、私たちは、同じ福島原発事故による被害者です。私たちは、国と東京電力による被害者の切り捨てと分断の動きを押し返し、ここに団結して立ち上がりました。

私たちは、原発被害者訴訟原告団全国連絡会の結成にあたり、次のとおり宣言します。

1. 私たちは、同じ福島原発事故の被害者として、連帯して闘いを進めます。
2. 私たちは、福島原発事故を引き起こした国と東京電力の法的責任を司法の場で徹底的に追及し、原状回復と完全な賠償を求めます。
3. 私たちは、裁判所に対し、早期の被害回復につながるよう、被害実態を直視した充実した審理を求めます。
4. 私たちは、悲惨な福島原発事故の被害者として、原発による被害の根絶を求めます。
5. 私たちは、国などの行政に対し、避難指示の解除をはじめとする帰還促進政策の見直し、避難用住宅の長期・無償提供、放射能汚染地域における被ばくを防ぐ対策の拡充及び医療・健康対策の確立などの長期的な被害者救済策を要求します。

私たちは、全国の訴訟に取り組む原告団として、この場に集い、以上の目標の実現に向けて、広く社会に訴え、ともに闘っていきます。

全国の皆さまのご理解とご支援をお願い致します。

2016年2月13日

原発被害者訴訟原告団全国連絡会